

# 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

## 委員一覧 (35名)

委員長	谷川	秀善 (自民)	鴻池	祥肇 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	佐藤	道夫 (民主)	山東	昭子 (自民)	福山	哲郎 (民主)
理事	下田	敦子 (民主)	鶴保	庸介 (自民)	藤原	正司 (民主)
理事	山下	八洲夫 (民主)	中原	爽 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	弘友	和夫 (公明)	藤野	公孝 (自民)	渡辺	秀央 (民主)
	浅野	勝人 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	西田	実仁 (公明)
	荒井	正吾 (自民)	森元	恒雄 (自民)	山口	那津男 (公明)
	泉	信也 (自民)	吉村	剛太郎 (自民)	山本	保 (公明)
	市川	一朗 (自民)	足立	信也 (民主)	井上	哲士 (共産)
	荻原	健司 (自民)	黒岩	宇洋 (民主)	又市	征治 (社民)
	木村	仁 (自民)	島田	智哉子 (民主)	長谷川	憲正 (国日)
	小泉	顕雄 (自民)	高嶋	良充 (民主)		(18.9.28 現在)

### (1) 審議概観

第165回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

#### 〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が、平成19年3月、4月又は5月中に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑な執行を図るため、選挙の期日を統一する等特例を定めるものである。

委員会においては、地方選挙に国が関与し統一して実施する意義、統一率の低下傾向と対象範囲の拡大の可能性、地方公共団体の選挙管理委員会の執行体制の在り方、統一地方選挙と地方議会議員の年金制度との関わり、政治資金の規正とその透明性確保への取組、障害者の参政権拡大に向けての対策等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案は、第164回国会に衆議院に提出され継続審査となっていたが、今国会に入り修正議決され、本院に提出されたものである。その内容は、証券取引所に5年以上継続して上場している日本法人からの政治活動に関する寄附に関し、外資規制を見直すほか、政治資金収支報告書の要旨の公表期限を定める等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会では、個人献金を重視した政治資金規正の流れと本法律案との整合性、寄附受領に際し、証券市場への上場を基準とする根拠、5年以上継続上場している日本法

人に限り、寄附を認めることにした理由、要旨公表前に収支報告書の開示決定を行わないことの妥当性、都道府県公表の収支報告書について、インターネット公開を行う必要性等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

## (2) 委員会経過

### ○平成18年9月28日(木)(第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成18年11月27日(月)(第2回)

○理事を選任した。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成18年11月29日(水)(第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、下田敦子君(民主)、山下八洲夫君(民主)、弘友和夫君(公明)、井上哲士君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第11号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

### ○平成18年12月6日(水)(第4回)

○政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第164回国会衆第20号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員加藤勝信君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員鈴木淳司君から説明を聴いた。

### ○平成18年12月11日(月)(第5回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第164回国会衆第20号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員早川忠孝君、同加藤勝信君、同近江屋信広君、修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同鈴木淳司君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕山下八洲夫君(民主)、弘友和夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

(第164回国会衆第20号)賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 共産、社民

### ○平成18年12月13日(水)(第6回)

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨

#### ○成立した議案

##### 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (閣法第11号)

###### 【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成19年3月から5月までの間に満了することとなる実情にかんがみ、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法等の特例を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、平成19年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては平成19年4月8日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月22日に統一する。
- 二、平成19年6月1日から同月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日について、それぞれ一に掲げる期日とすることができる。
- 三、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む区域で行われる市区町村の選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができない。
- 四、統一地方選挙についての寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの間とする。
- 五、統一地方選挙の選挙期間中に指定都市となる市の選挙については、その市に係る選挙を指定都市に係る選挙とみなして実施する特例を定める。
- 六、統一地方選挙に係る都道府県議会議員の選挙に立候補するために退職する市区町村の議会の議員について、共済給付金の計算の基礎となる在職期間の特例を設ける。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

##### 政治資金規正法等の一部を改正する法律案(第164回国会衆第20号)

###### 【要旨】

本法律案は、発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている日本法人からの政治活動に関する寄附について、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している規制を撤廃するほか、政治資金に係る収支報告書等について、その要旨の公表の期限等を定めるとともに、政治団体の金融機関への振込みによる支出について、収支報告書等の添付書面の簡素化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政治活動に関する寄附についての外資規制の見直し

- 1 発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている日本法人から

の政治活動に関する寄附については、主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行規制の適用を除外する。

- 2 主たる構成員が外国人又は外国法人である団体等であって5年以上継続して上場している日本法人が、政治活動に関する寄附をするときは、その旨を文書で、寄附を受ける者に通知しなければならないものとするとともに、寄附を受けた者は会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載し、当該通知に係る文書を収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないこととする。
- 3 外資規制が引き続き適用される上場会社については、その規制に該当するかどうかの判断について、直近の定時株主総会に係る株主名簿の基準日における発行済株式の保有比率により行うものとする。

## 二、収支報告公表の期日の明文化

- 1 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会は、収支報告書の要旨を原則として9月30日までに公表する。
- 2 要旨が公表される前の収支報告書等について開示請求があった場合には、当該要旨の公表の前日は開示決定を行わず、要旨の公表の日以後に開示決定を行う。
- 3 政党助成法の使途等報告書についても同様の措置を講ずる。

## 三、収支報告手続の簡素化

- 1 政治資金規正法の収支報告書の添付書面のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しをもって、領収書等の写しに代わる書面に代えることができる。
- 2 公職選挙法の選挙運動収支報告書の添付書面及び政党助成法の使途等報告書又は支部報告書の添付書類についても同様の措置を講ずる。

## 四、施行期日その他

- 1 一については公布の日から起算して5日を経過した日、その他については平成19年1月1日から施行する。
- 2 一については、本法律の施行後3年を目途として、本法律による改正後の政治資金規正法の施行状況等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。